

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、教育を受け、労働をし、社会活動に参加するなど、生活を営み、人間関係を育むために必要不可欠な言語になっている。さらに、手話は、日本語に語彙や文法体系があるように、言語としての語彙や文法体系を有している。

しかしながら、過去には、ろう学校では手話は禁止され、社会でも手話を使うことにより差別されてきた歴史があった。

2006年(平成18年)に国連で採択された障害者の権利に関する条約においては、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語であると明記されている。同条約の批准に向け、政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に改正された障害者基本法第3条第3項において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して障害者の意思疎通のための情報確保に必要な施策を義務付けていることから、国は手話の認知をより確かなものにし、手話言語に関する権利をより実効性のあるものに保障するなど、手話を使える社会環境整備に向けた法整備を国として実現する必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、音声の聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月28日

大 阪 府 茨 木 市 議 会